

「産後ケア費助成事業」を開始

～ 7 月 1 日から開始します ～

出産後に家族等からのサポートを受けることができず、心身のケアや育児のサポートが必要な母子を対象に、産後ケアにかかる費用の一部を助成するものです。
利用前に、必ず申請が必要です。

1 助成対象者

下記のすべてに該当する方

- ・三木市に住民票があり、出産後 4 か月未満
- ・出産後に家族等から援助が受けられない方
- ・母親の身体や心に不調のある方、または育児不安のある方

2 ケアの種類

産科医療機関で宿泊してケアを受ける「宿泊型ケア」、日中に滞在してケアを受ける「日帰り型ケア」、助産師等が自宅に訪問してケアを行う「訪問型ケア」があります。

3 ケアの内容

- ・母子の体調管理と休息
- ・育児手技の具体的な指導および相談（沐浴・授乳など）
- ・宿泊型ケアと日帰り型ケアは食事の提供あり

4 助成額

宿泊型・日帰り型ケアは自己負担が必要です（金額は医療機関により異なります）。

	利用日数	助成額
宿泊型ケア	6泊7日まで	1日当たり上限 22,500 円
日帰り型ケア	7日まで	1日当たり上限 13,500 円
訪問型ケア	3回まで	全額助成（自己負担なし）

※母子のいずれかに疾患があり、入院や治療が必要な場合は対象になりません。

※指定医療機関以外で産後ケアを利用される場合は、一旦医療機関窓口で自費支払となりますが、後日申請により一部を助成します（償還払い）。

問い合わせ先 三木市健康福祉部健康増進課
電話 0794-86-0900